

(受注者の提案による設計図書の変更)

第19条の2 受注者は、この契約を締結した後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の額を低減することのできる施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定による提案を受けた場合において、当該提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは請負代金の額を変更しなければならない。